

宇美町立宇美小学校

いじめ防止基本方針（改訂版）

—すべての児童が生き生きとした学校生活が送れるように—

◆はじめに◆

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

初任者や学級担任をはじめ教職員一人一人がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、すべての児童が生き生きとした学校生活を過ごすことが出来る環境を築いていくものと考える。

（各都道府県のいじめ対策マニュアルを参考に作成）

◆もくじ◆

I いじめ問題に関する基本的な考え方.....2	IV 早期対応.....8
1 いじめとは	1 いじめ対応の基本的な流れ
2 いじめの基本認識	2 いじめ発見時の緊急対応
II 未然防止.....3	3 いじめが起きた場合の対応
1 学級の様子を知るために	4 迅速に対応するには
2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間	V ネット上のいじめへの対応.....11
づくりのためには	1 ネット上のいじめとは
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるには	2 未然防止のためには
4 保護者や地域の方への働きかけ	3 早期発見・早期対応のためには
III 早期発見.....5	O 体制整備と対応の組織・流れ.....13
1 教職員のいじめに気づく力を高めるには	I いじめ問題に取り組む体制の整備
2 いじめ発見のきっかけ	II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
3 いじめの態様	※ 学校全体の取組
4 いじめが見えにくいのは	III 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携
5 早期発見のための手だて	
6 相談しやすい環境づくりを進めるには	

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

- いじめの定義を理解する
- 全校集会や職員研修でいじめの定義を再度理解させる。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、学校にあっては、児童間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①.⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心をもち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができるこどもを育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組む必要がある。

そのため、「命の教育の推進」「人間関係・集団づくりの推進」「体験活動の推進」「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

1 児童や学級の様子を知るために

① 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るために、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童たちと場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮をする子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 児童達のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向いている。教職員の何気ない言動が、こどもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの応対は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

〈心に残ることば〉

- 大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなきや。
- 約束だよ、信じてるから。
- 幸せになってほしいからだよ。

- 可能性という自分自身の扉を開こう。
- あなたが必要なんだ。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校・学年により等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

〈実践例 1〉 授業参観等

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。

〈実践例 2〉 安心安全メールでの啓発

- いじめへの取組について安心安全メールを通して保護者に協力を呼びかける。

III 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなら。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

② 児童達を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめ発見のきっかけ

《児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より》

- 教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見が増えている。
- 小学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなる。
- 中学校・高等学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。また、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になる。
- 高等学校での「保護者からの訴え」や、小学校での「本人からの訴え」など、いじめ発見のきっかけのうち、割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《分類》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- | | | |
|----------------------------------|-------|----------------------------------|
| ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる | …………… | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| イ 仲間はずれ、集団による無視 | ※ | 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要 |
| ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | …………… | 暴行 |
| エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | …………… | 暴行、傷害 |

オ 金品をたかられる恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	…強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる名誉毀損、侮辱

4 いじめが見えにくいのは

●いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① メールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

5 早期発見のための手立て

◆日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

◆観察の視点 ~集団を見る視点が必要~

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期であることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心情報収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

◆日記の活用 ~コメントのやりとりから生まれる信頼関係~

必要に応じて気になる児童には日記を書かせたりすることで、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

◆教育相談（学校カウンセリング） ~気軽に相談できる雰囲気づくり~

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備す

ることが必要である。

◆いじめ実態調査アンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにする。学期途中に1回以上のアンケートを実施。いじめられているこどもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や、相談室等の一時に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②周りの児童からの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

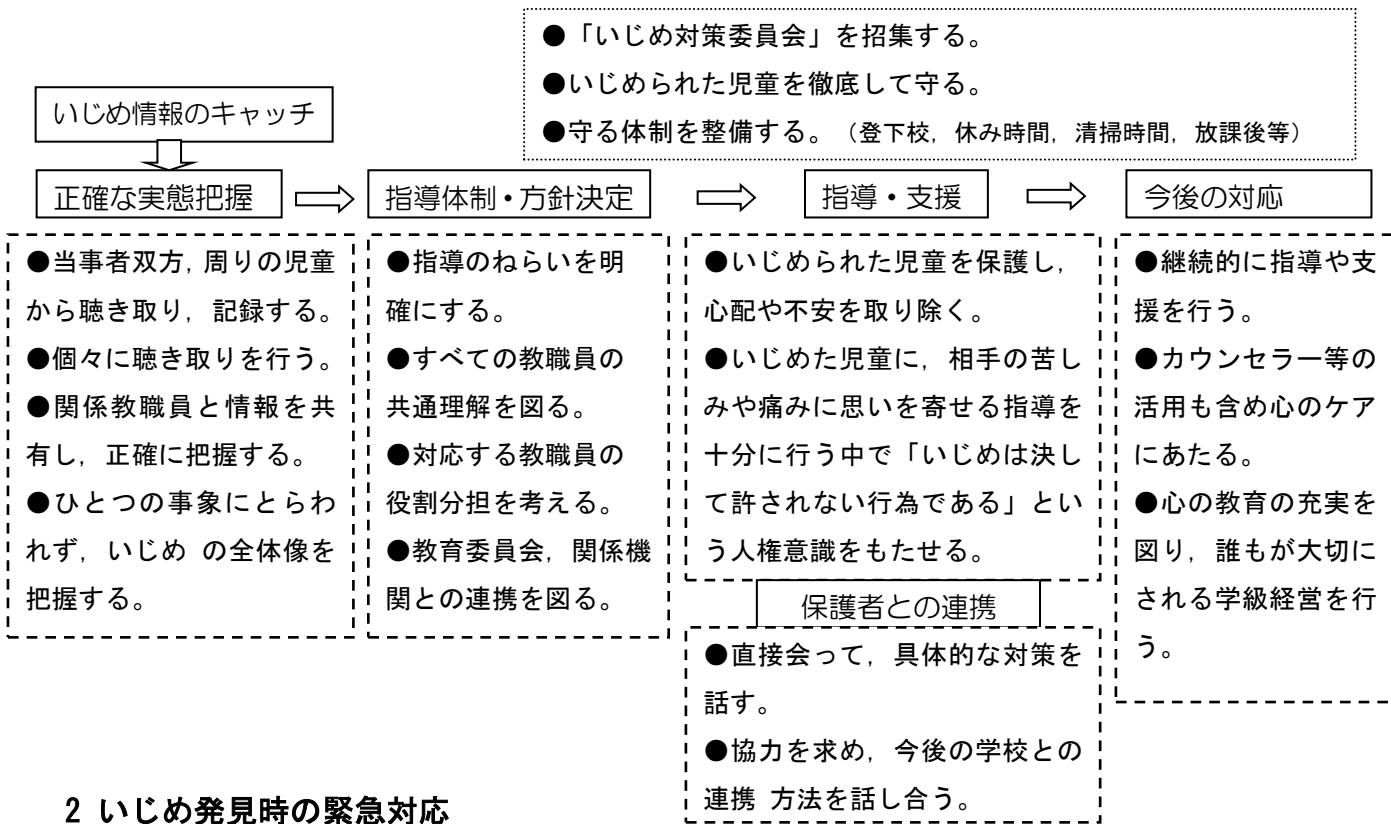
- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- 児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが

大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生指担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行う。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

【要注意】

児童の個人情報は、その取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童に対して

児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

〈いじめを訴えた保護者から不信感をもたれがちな教職員の言葉〉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。・どこかに相談にいかれてはどうですか。

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

〈平素の連携がないため、保護者から発せられがちな言葉〉

- ・いじめられる理由があるのだろう。・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかつたのか。

③ 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者か

らいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。



V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例 こどもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、こどもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

〈ネット上のいじめ〉

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

〈特殊性による危険〉

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

〈SNSから生じたいじめ〉

■A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報

■動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていきました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ…「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らない間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという

認識をもつこと

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問い合わせ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

【児童の心理】

- ・匿名で書き込みができるなら…
- ・自分だと分からなければ…
- ・誰にも気づかれず、見られていないから
- ・あの子がやっているなら…
- ・動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応。法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
書き込みや画像の削除に向けて
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

書き込み等の削除の手順（参考）

ネット上のいじめの発見

児童・保護者等からの相談

1 書き込みの確認

- ・掲示板のアドレスを記録
- ・書き込みをプリントアウト
- ・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など

2 掲示板の管理人に削除依頼

- ・2により削除されない場合
- ・管理人の連絡先が不明な場合

3 2・3の方法でも削除されない場合

☆掲示板のプロバイダに削除依頼

4 削除依頼メールの再確認

- ・警察へ相談 ・法務局、地方法務局に相談

削除確認 児童・保護者等への説明

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に关心をはらう必要がある。

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

【チェーンメール転送先】

- 日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

○ 体制整備と組織的な流れ

I いじめ問題に取り組む体制の整備

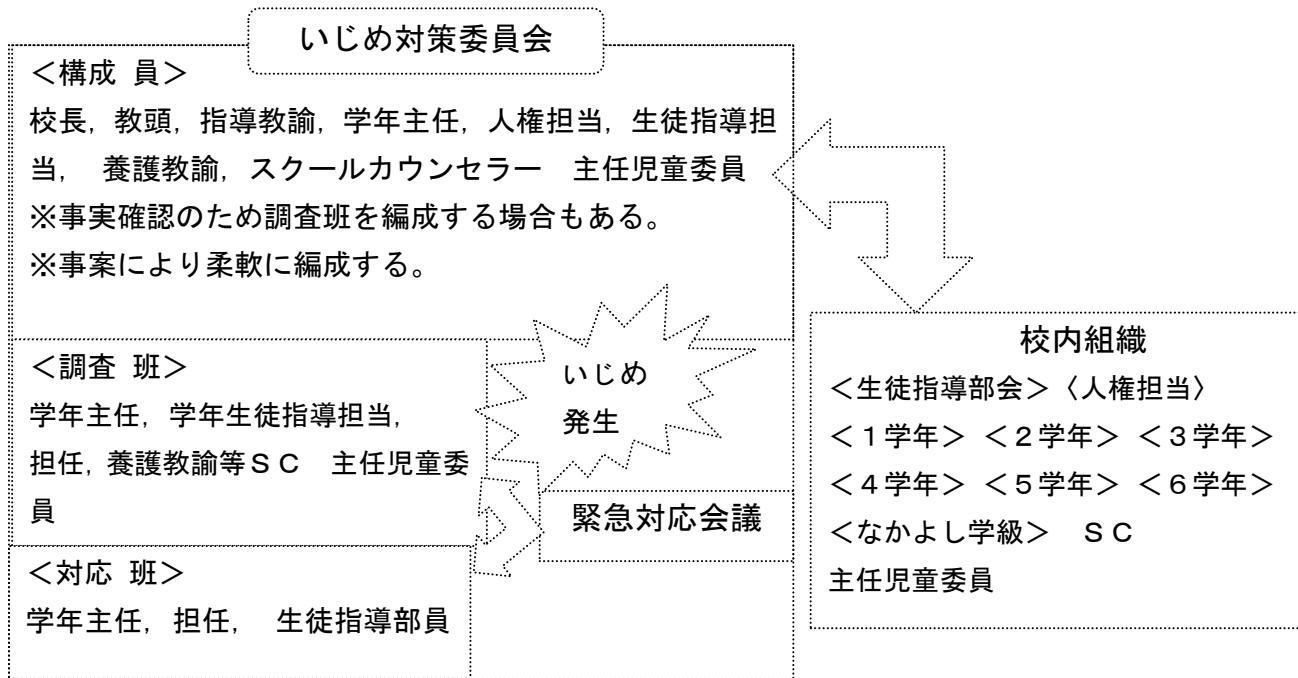
いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ対策委員会の設置について

- いじめ対策委員会は、学校が任命した教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策主任）、人権教育担当、を中心に、養護教諭、スクールカウンセラー、主任児童委員などをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《いじめ対策委員会組織》



※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案の対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

チェックポイント1 [指導体制]

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壤づくり」（人権教育、道徳教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で組織的に対応しているか。

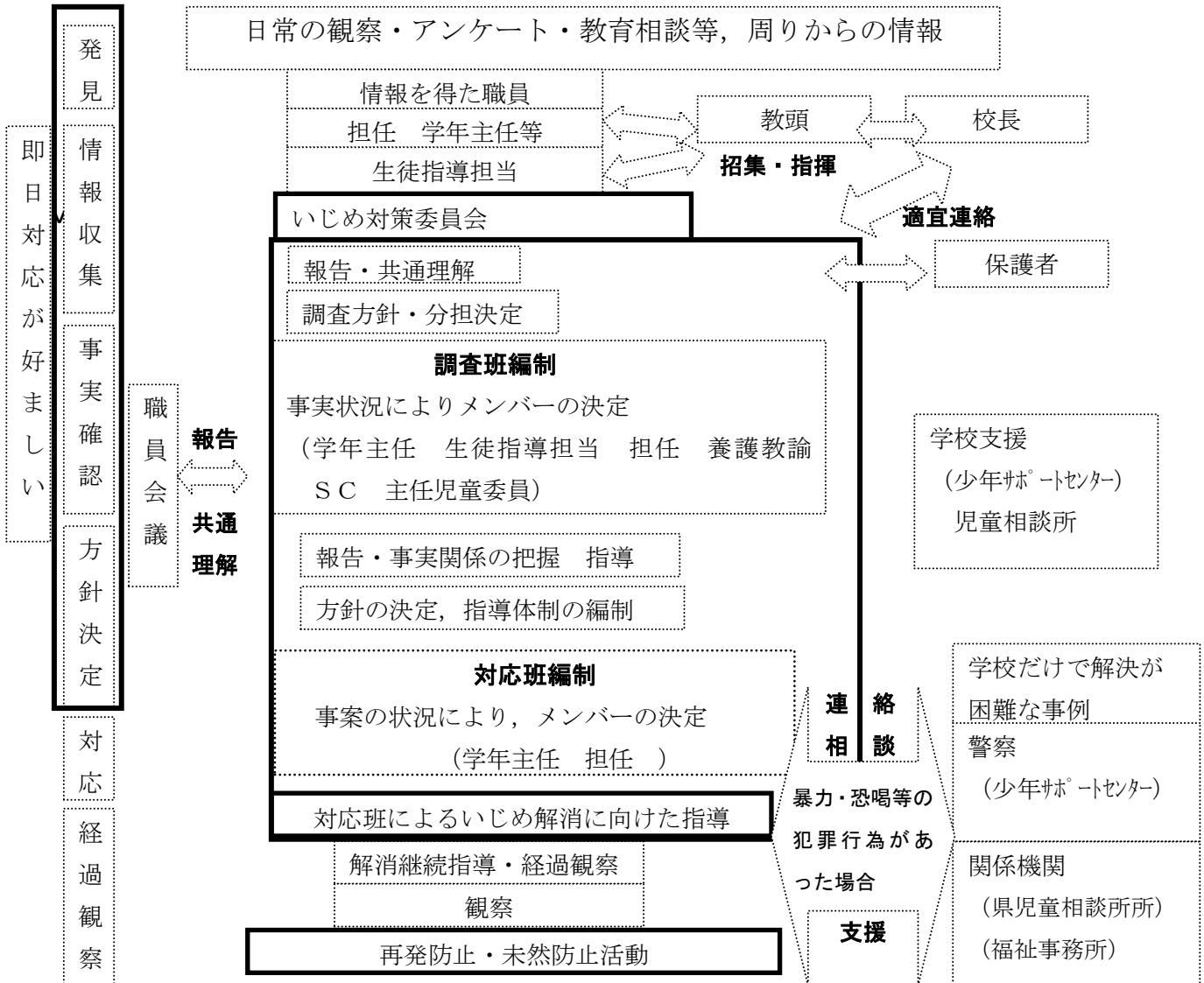
Ⅱ いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういう状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
 - 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
 - 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためにには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止・転学退学措置について

児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒指導担当が連携し出席停止等の懲戒処分を校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

学校法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることが出来る。ただし体罰を加えることはできない。

学校法施.規則第13条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。(3) 正當の理由がなくて出席常でない者。(4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
 - ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできない。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンター・児童相談所に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

4 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

チェックポイント2 [関係機関との連携]

- いじめ問題の解決のため、監督官庁との連携を密にするとともに、必要に応じ、こども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

IV 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

〈カウンセリング・マインド研修〉 〈OJT (On-the-Job Training) 〉

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定のこどもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定のこどもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがうこどもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている児童

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしている 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる 他の児童の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の児童に指示を出す
- 他の児童に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉をつかう

※上記のチェックリストは、参考例です。学年や学級児童たちの実態に応じて、工夫して活用するようにして下さい。

① 未然防止 ～いじめを生まない土壤づくり～

人権教育の充実

- いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。
- 児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を發揮する。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。
- 児童たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。
- 人権教育では、児童の実態に合わせて、題材や資料等のしたうえで取り扱うことが重要である。
- 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

体験教育の充実

- 児童たちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。
- 現在の児童たちは、福祉体験やボランティア体験、「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要である。
 - ・体験型環境学習 ・自然の中での宿泊体験 ・ボランティア福祉体験
 - ・伝統・化芸術体験 ・幼児ふれあい体験

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 現在の児童たちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になる。
- 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。

② 早期発見～児童の変化に敏感に察知～

日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配ります。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、発見に効果がある。
- いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することが有効である。
- 教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

観察の視点

- 成長の発達段階からみると、は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期もあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係はどうであるかを把握する必要である。
- 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

日記の活用

- 日記の生活ノートや連絡帳の活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。
- 気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

教育相談（学校カウンセリング）

- 日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。
- 定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

いじめ実態調査アンケート

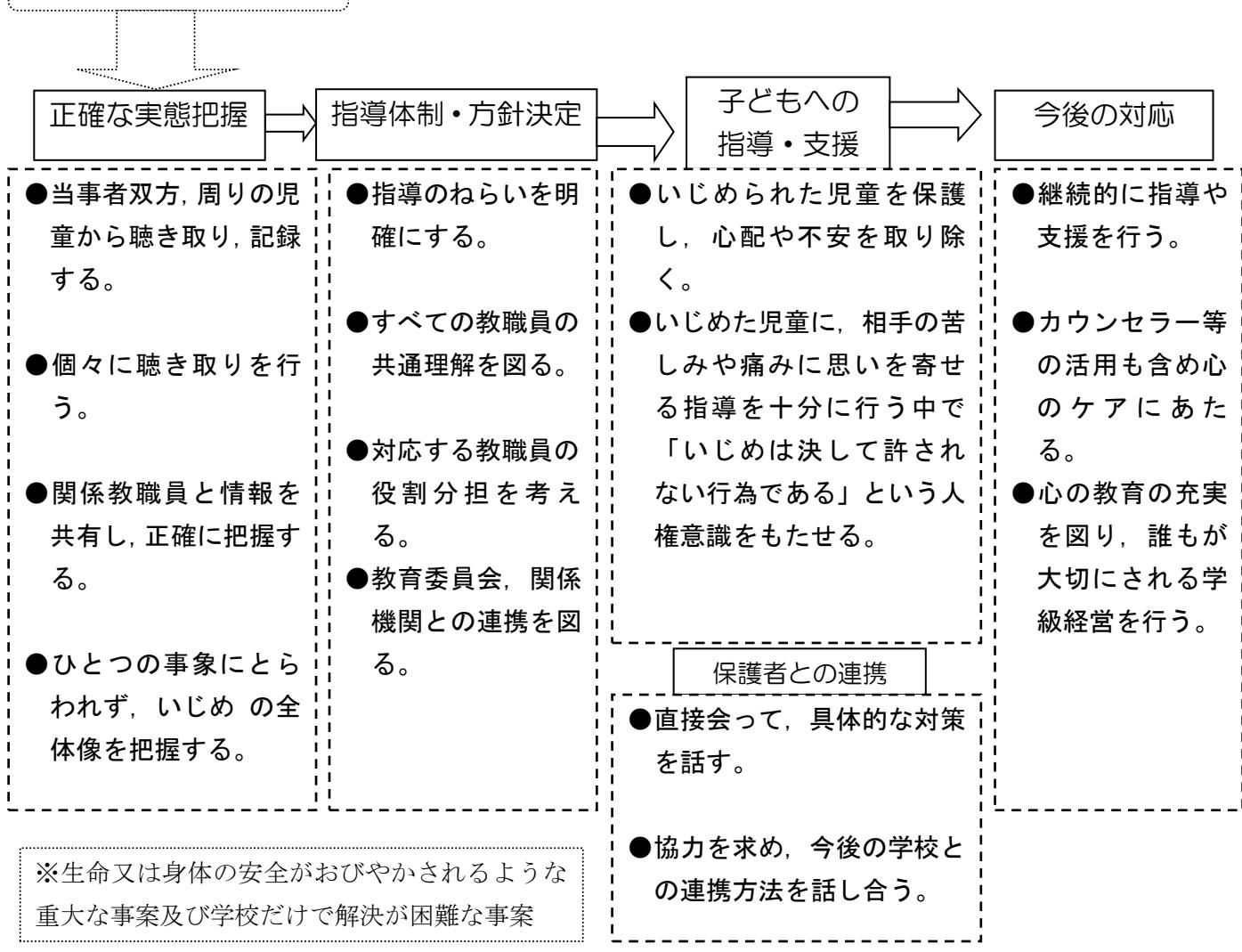
- 実態に応じて隨時実施することを原則としますが、月に1度のいじめアンケート実施する。
- 1学期にQ Uテストを実施し、夏期研修後課題に応じた取組を実施後
2学期Q Uテストを実施する。
- いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要である。
- アンケートはあくまでも発見のただ手ての一つであるという認識も必要である。

③早期対応の基本的な流れ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

※ただちに、学級担任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告

- 「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

いじめ情報のキャッチ



緊急対策会議→警察等へ連絡